

平成25年(厚)第1192号

平成26年5月30日

主文

本件審査請求を棄却する。

理由

第1 審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分取消しを求めるといことである。

第2 審査請求の経過

1 請求人は、名称をa社とする事業所(以下「本件事業所」という。)の事業主であり、本件事業所は、〇〇〇厚生年金基金(以下「保険者基金」という。)の設立事業所である。

2 保険者基金は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で、平成〇年12月分掛金として〇〇〇万〇〇〇〇円の納入告知(以下「原処分A」という。)を、同〇年1月分掛金として〇〇万〇〇〇〇円の納入告知(以下「原処分B」という。)を、同年2月分掛金として〇〇万〇〇〇〇円の納入告知(以下「原処分C」という。)を、同年4月分掛金として〇万〇〇〇〇〇円の納入告知(以下「原処分D」という。)を、同年5月分掛金として〇万〇〇〇〇〇円の納入告知(以下「原処分E」という。)を、同年6月分掛金として〇万〇〇〇〇〇円の納入告知(以下「原処分F」という。)を、同年7月分掛金として〇万〇〇〇〇〇円の納入告知(以下「原処分G」という。)を、及び同年8月分掛金として〇万〇〇〇〇〇円の納入告知(以下「原処分H」といい、原処分Aないし原処分Hを併せて「原処分」という。)をそれぞれ行った。

3 請求人は、原処分を不服とし、当審査会に対し、審査請求をした。

その不服の理由は、以下のとおりである。

ア 〇〇〇基金が請求した掛金は一部

を除き平成〇年〇月に社会保険審査会の裁決(事件番号平成22年(厚)第922号)によって既に取消された案件である。

イ 前回の審査会で変わらないとされた個人の掛金の計算が今回また変わった。

ウ 前回は請求額の明細を要求すると後から手計算するとの事だった。

明細をもらうのに数カ月要し、又、請求書と明細の中身は不合理な数字合わせだった(手続き済の加入員の二重請求もあった)

エ 今回の請求内容にも虚偽の内容が記載されている。(精査中)

キ 掛金増減計算書が今迄必ず付いていたのに今回は付いていない。

過去の増減計算書にも誤りが多々見られる。(精査中)

オ 前回も精査するのに膨大な時間が掛かり、3年近く経ち請求が来て12日以内に支払わなければ延滞金が掛かるとされても過去の書類は紛失等により突合は難しい。

カ 社会保険審査会の裁決の結果、当社との突合は無理との判断を頂いたが、その後も基金からの突合要請を何度も受けた。

ク 厚生年金番号で生存確認出来ると過去に基金の常務理事に説明されたが、去年から両親の基金年金は生存確認用紙が年3度以上来て提出し忘れると即基金年金が止められ(以下記載なし。)

(注:アからクまでの順は原文のまま)。

第3 問題点

1 厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第138条第1項は、「基金は、基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付に関する事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。ただし、政令で定める場合にあつては、この限りでない。」と規定し、同条第2項は、「掛金(略)は、老齢年金給付の額の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」

と規定している。

- 2 本件の問題点は、保険者基金が上記1の規定を適用してした納入告知(原処分)が妥当であるか否かという点である。

第4 当審査会の判断

- 1 一件記録によれば、次の事実を認定することができる。

- (1) 保険者基金は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「納入告知書の送付について」と題する書面を送付しているところ、その一部を摘記すると以下のとおりである。

平成〇年〇月〇日社審発〇〇〇〇号による社会保険審査会の裁決結果を受け、平成〇年〇月、平成〇年〇月及び平成〇年〇月の納入告知につきましては、平成〇年〇月〇日付〇〇基第〇〇号により取り消しております。

その後、再度の債権の調査確認並びに調査決定を行いました。加入員記録の突合及び掛金算出結果の突合については、貴事業所の協力が全く得られなかったことから、加入員ご本人に確認するなどして掛金を確定しました。(中略)

なお、加入員記録、掛金の算出につきましては、何度も点検確認を行っておりますので、事務処理誤り(計算誤りなど)はないと確信しておりますが、万が一相違することがありましたら、お手数ですが「何月分の誰の記録又は誰の掛金が相違している。」かをお知らせ下さい。相違が判明した場合は、「納入告知額更正増(減)通知書」により対応いたします。

- (2) 保険者基金は、原処分Aについて、①平成〇年〇月までの掛金〇〇〇万〇〇〇〇円、及び②平成〇年〇月当月のみの掛金〇〇万〇〇〇〇円(平成〇年〇月〇日に届出された平成〇年〇月〇日支給のAに係る賞与支払届に係る掛金分を含む。)の合計額であるとし、その算出基礎資料として、①については「基金加入員記録と社会保険被保険者記録の不突合者に係る掛金随時

増(減)計算表」14枚を、②については、「平成〇年12月分掛金算出表」1枚を提出した。

- (3) 保険者基金は、算出基礎資料として、原処分Bについては「平成〇年1月分掛金算出表」を、原処分Cについては「平成〇年2月分掛金算出表」を、原処分Dについては「平成〇年4月分掛金算出表」を、原処分Eについては「平成〇年5月分掛金算出表」を、原処分Fについては「平成〇年6月分掛金算出表」を、原処分Gについては「平成〇年7月分掛金算出表」を、原処分Hについては「平成〇年8月分掛金算出表」を、それぞれ1枚ずつ提出した。

「平成〇年5月分掛金算出表」によれば、平成〇年〇月〇日を喪失日として、B及びC以外の25名の加入員の加入員資格が喪失された(届出は平成〇年〇月〇日)ため、加入員は上記2名のみとなり、原処分Eないし原処分Hの納入告知額は、いずれも2名を対象に計算されている。

- (4) 保険者基金提出の資料によれば、Cは平成〇年〇月〇日付で加入員資格を喪失(届出は平成〇年〇月〇日)し、Bは、平成〇年〇月〇日付で70歳到達のため加入員資格を喪失(届出は平成〇年〇月〇日)したため、平成〇年9月以降の掛金は発生しないことになる。

- 2 以上の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

- (1) 厚年法第138条第1項は、「基金は、基金が支給する年金たる給付及び一時金たる給付に関する事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。」と規定しているところ、保険者基金も基金規約において、その旨規定しているところであるが、本件は、当審査会が平成〇年〇月〇日にした平成22年(厚)第922号、平成23年(厚)第772号、平成23年(厚)第782号事件についてした裁決(以下「前回裁決」という。)において、

平成〇年12月分、同〇年1月分及び同年2月分掛金（以下「前回3か月分」という。）の納入告知処分を取り消したことを承け、保険者基金が前回裁決に示された判断を受け入れ、これに従ってそれらを再計算した上で、前回3か月分に加えて平成〇年4月分ないし同年8月分掛金を併せて原処分を行ったという事案である。

- (2) 今回、請求人は、上記第2の3のとおり主張し、諸資料を提出しているのであるが、当該資料によっても、原処分の相当性に合理的な疑問が残るとまではいえないのであって、保険者基金が、上記1の(1)でいう「再度の債権の調査確認並びに調査決定を行いました。加入員記録の突合及び掛金算出結果の突合については、貴事業所の協力が全く得られなかった」状況のなかで原処分を行ったことを考慮すると、請求人の主張をそのまま認めることはできないといわざるを得ない。
- (3) 以上の認定及び判断の結果によると、請求人の本件審査請求は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり裁決する。